

人権教育・啓発の推進方策

人権尊重の視点に立った行政の推進

すべての県の施策や事業、取組は、人権尊重の視点を立てて行うこととし、人権を行政における最優先の考慮事項とする「人権の主流化」を推進します。

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

子どもから大人まであらゆる年齢層に対し、学校、地域社会、家庭、職場等のあらゆる場や機会において、人権教育・啓発を推進します。

保育所・幼稚園・認定こども園等

【課題】

- 保育所等における暴言・暴力等をはじめ、子どもの人権を侵害する行為や事件・事故の発生を防止する。
- 乳幼児は、自己主張や被害を訴えたり、誰かに助けを求めたりすることができないことを踏まえ、被害の深刻化・潜在化の防止を図る。

【施策の基本方向】

- 子どもの心身の発達の支援
- 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援
- 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境の提供
- 保育士や幼稚園教諭等の研修等の実施

学校

【課題】

- 人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
- 児童生徒の人権及び様々な人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、自尊感情・自己肯定感を育む。
- 自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚を育む。
- 差別的発言やインターネット上の差別的書き込み、いじめなどの児童生徒間で起きる問題及び不登校の解消を図る。
- インターネットをはじめ各種媒体からの人権侵害につながる、あるいは差別を助長する有害な情報に対するメディア・リテラシー教育を行う。
- 児童生徒の教育権や生存権を侵害するおそれがある家庭の貧困や虐待等に対応する。
- 性の多様性（性的指向・性自認）に関する児童生徒及び教職員の正しい理解と認識を深める。
- 不登校や差別・偏見により生きづらさを抱える児童生徒に対応する。
- 教職員自身がより一層の人権尊重の理念を理解し、体得する。
- 体罰や不適切な指導による教職員から子どもに対する人権侵害行為を防止する。
- 児童生徒からの教師に対する人権侵害行為に対応する。

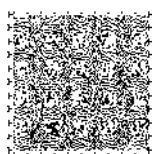
【施策の基本方向】

小・中・高等学校

- 人権尊重の視点に立った学校づくり
- 人権に関する知的理解を深める教育の充実
- 人権感覚の育成を図る教育の充実
- 家庭や地域との連携
- 教職員研修の充実
- 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援

大学、専修学校等

- 人権についての教育の充実
- 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供
- 人権に関する研究や人権の視点を立てた各専門分野の教育・研究の促進



地域社会

【 課 題 】

- 地域社会において人権尊重の精神に基づく態度や行動を身に付けるため、人権学習の機会を増やす。
- 地域社会において、人権学習を担う人材の育成と人権学習の教材の整備を行い、体験活動等を含む多様な学習機会を提供する。
- すべての人が、差別や偏見により人権を侵害されことなく、尊厳を保障され、安全・安心な生活を送ることができる地域社会を実現する。
- 虐待やDVなどの暴力の被害者、その他生活上の困難を抱える住民が孤立することなく、必要な支援につながり、日常的に見守られる地域社会を実現する。

【 施策の基本方向 】

- 人権学習の充実
 - ・学習機会の提供
 - ・学習教材の作成・整備
 - ・多様な体験活動の実施
- 人権問題の解決に向けた取組
 - ・人権問題及びその背景にある地域課題の解決
 - ・人権を侵害されている住民の支援・見守り
- 人権教育に関わる人材の育成
- 市町村や関係機関・団体との連携

家庭

【 課 題 】

- 家庭における人権意識の涵養を図るために学習機会を確保する。
- 子育てや介護をはじめ生活上の支援を必要に応じて受けられる体制や地域との交流の機会を確保する。

【 施策の基本方向 】

- 人権学習の機会の提供・充実
- 地域との交流の支援
- 相談機能・体制の充実

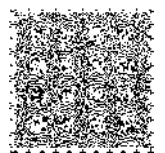
企業・職場

【 課 題 】

- 企業の社会的責任（CRS）や社会的責任投資（SRI）への対応を促進する。
- 企業の経営者をはじめ社員・従業員全員の人権に関する理解の深化と人権に配慮した企業活動を促進する。
- 人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識の浸透を図る。

【 施策の基本方向 】

- 人権の視点を踏まえた企業活動の促進
- 人権の視点を踏まえた人事管理の促進



人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のためには、日頃から人権にかかわりの深い仕事に従事している者が、人権問題を取り巻く時代の変化を踏まえつつ、人権意識の涵養を図ることが重要です。

そのため、各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。

行政職員

教職員

警察職員

消防職員

医療・保健関係者

福祉関係者

マスメディア関係者

人材育成

人権の尊重される社会は、県民一人ひとりが人権について「我が事」として考え、判断し、実践することによって実現に向かうことから、人権教育・啓発は、県民の日常生活に身近なところから進める必要があります。

- ・自治会等の地域コミュニティのリーダー等を対象に、住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に必要な研修及び情報提供を行います。
- ・人権に配慮した企業活動や職場の人権問題の解決等を推進するため、各種研修会等を通じて職場の研修指導者等を育成します。
- ・県民が主体的に参加し、人権に関する知的理解を深めるだけでなく、姿勢や行動に現れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。
- ・研修等を通じて育成された人権教育・啓発を担う人材が、地域や職場で学んだことを広めたり、得られた情報を共有できるよう支援します。

総合的・効果的な手法の充実

○人権教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実

- ・対象者の発達段階や知識・習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等を開発します。
- ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法（ワークショップや体験研修など）の充実を図ります。

○人権啓発の内容・方法・情報提供の充実

- ・人権問題を「我が事」として受け止め、その解決に向けた行動に結びつくような効果的な啓発の内容や方法の充実を図ります。
- ・啓発や情報に広く県民が触れたり、アクセスできたりするよう、様々なメディアを積極的に活用します。
- ・人権同和問題啓発強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）において、集中的かつ重点的な啓発活動を行います。
- ・啓発イベントの開催や各種イベントに合わせた啓発等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

